

神奈川県精神科病院協会

差出人: wakukawa.ve9u <wakukawa.ve9u@pref.kanagawa.jp>
送信日時: 2020年3月31日火曜日 13:25
宛先: wakukawa.ve9u
件名: 味覚・嗅覚障害について
添付ファイル: 国からのメール.docx

関係団体会長 様

お世話になっております。

厚生労働省結核感染症課から味覚・嗅覚障害の取り扱いに関する国立感染症研究所からの回答がメールで送付されましたので、参考に送付します。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部医療調整班 湧川

電話 045-285-0529



各都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部局
感染症対策 御担当者様

平素よりお世話になっております。

厚生労働省結核感染症課です。

新型コロナウイルス感染症に対して、味覚・嗅覚障害をどのように扱うかについて問い合わせがございましたので国立感染症研究所に確認致しました。取り急ぎ現時点での考え方になっております。

- ①既に味覚・嗅覚障害の発症日が明確なら、その日を発症日として良い
- ②届出基準のその他の項目には、味覚・嗅覚障害を認める場合は記載して頂きたい
- ③今後、国内における知見の集積も勘案しながら、届出基準・届出票等の改定の必要性については検討中

【以下、国立感染症研究所からのメールです】

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年3月12日暫定版）」においては、「濃厚接触者」とは「患者（確定例）」が発病した日以降に接触、と規定しております。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html> <<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>>

この中では、現在、発病の定義を必ずしも明記しておらず、帰国者・接触者相談センターへ相談する者の目安が挙げられています。

WHOの疑い症例は「発熱又は急性呼吸器症状」で定義されていることから、多くの国での発病は「発熱又は呼吸器症状の出現日」と定義されていると理解しています。

[https://www.who.int/publications-detail/global-surveillance-for-human-infection-with-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/publications-detail/global-surveillance-for-human-infection-with-novel-coronavirus-(2019-ncov)) <[https://www.who.int/publications-detail/global-surveillance-for-human-infection-with-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/publications-detail/global-surveillance-for-human-infection-with-novel-coronavirus-(2019-ncov))>

しかしながら、国内各地の事例に対応する中で、現病歴の聞き取りを詳細に行って得られた「何らかの症状の発症」が、WHOが疑い症例の発症と規定する「発熱又は急性呼吸器症状」よりも数日前にあることが大半であることから、その「何らかの症状の発症」を発病の起点として、その時点からの感染性や接触者調査における行動調査の起点とすることで十分対応出来、また、医師や保健所による聞き取りを深められるとの感触を得ています。

この観点を踏まえて、既に味覚・嗅覚障害の発症日が明確なら、その日を発症日として良いと考えます。

新型コロナウイルス感染症に伴う嗅覚障害、味覚障害については、複数の国で症例報告が寄せられているものと思われ、米国耳鼻科学会でも症例の情報を集めている模様です。今後、国内における知見の集積も勘案しながら、届出基準・届出票等への反映の必要性について提案していきたいと思います。

【ここまで】

よろしくお願ひ致します。